

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	ポータルサイトに掲載の他、FD研修でいじめの定義等を含む、いじめ防止等基本計画の再確認を実施した。	FD研修時等の機会を捉え、全教職員へいじめの定義の浸透、意識啓発を継続する。	-
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	定期的に開催し、各事例の情報共有、対応方針を協議した。	引き続き、定期的に開催する。	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	スクールロイヤーを講師としてFD研修会を実施した。	引き続き、FD研修によりいじめに関する内容を扱う。	-
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ対策委員会規則及びいじめ防止等基本計画をポータルサイトに掲載している。	引き続きポータルサイトへの公開等を通じて周知を図り、「沼津工業高等専門学校いじめ対策委員会」の存在意義を定着させる。	令和4年4月 実施済
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	メールでいじめ防止プログラム等の内容確認の依頼及びFD研修でいじめ防止プログラムの説明を実施した。	引き続き、いじめ防止プログラムの周知を行う。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生生活支援室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	学生生活支援室への情報提供や学科内での情報共有の呼びかけを継続する。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	ポータルサイトに掲載の他、重大事態の定義はFD研修で説明を実施した。	重大事態の定義の周知を継続して実施する。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	調査担当者といじめ対策委員会メンバーで情報共有を行っている。	引き続き必要に応じて情報共有を行う。	-
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	年に1度、点検を実施し、必要に応じて改正することとしている。	引き続き、点検を行った上で、必要に応じて改正を行う。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	いじめを把握するため、アンケート及び担任面談を実施し、その結果をいじめ対策委員会で情報共有している。	定期的なアンケート実施と担任面談によるいじめの把握及び関係教職員間での共有を継続する。	-
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	カウンセリング等から得られた情報は、学生生活支援室長を通じて情報共有するとともに、事案への対応の際は必要に応じて助言を求めている。	引き続き、必要に応じてカウンセラーからの情報を共有するとともに事案への対応時に助言を求める。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	1年生を対象にいじめ講演会を実施した。	継続して実施する。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	講演会で該当する行為を示した。	講演会で該当する行為を示すことを継続する。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組を推進している。	講演会で学生が気付きを得られるよう取り組んでいる。	引き続き講演会等で気付きを得られるような内容で実施する。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止基本計画をホームページに公表している。	基本計画の点検を行い、その結果をホームページに公表を継続するとともに、教育後援会支部会での周知を実施する。	令和4年6月 実施済
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	担任から必要な情報を保護者に連絡している。	担任から保護者への連絡を継続して行う。	-
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和3年度は実施しなかった。	運営諮問委員会等で外部有識者への説明等の実施を検討する。	令和5年度中
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	該当事案が生じた場合は、警察等へ情報共有し連携して対応することとしている。	地元警察署担当者も参加する近隣高校との生徒指導等に関する会議への参加等により連携体制を構築した。	令和4年5月 実施済 (年6回開催)